

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年3月13日開催 全国地方銀行協会／

令和6年3月14日開催 第二地方銀行協会]

1. Japan Fintech Week 2024 開催報告について

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、3月4日～8日をコアウィークとして「Japan Fintech Week」を初開催した。
- 自治体や業界団体、大使館等と連携し、40を超えるフィンテック関連イベントが集中的に開催されたことで、地方や海外からを含め多くの方が Japan Fintech Week 2024 に参加し、多面的な議論とネットワーキングが行われた。
- また、中核イベントとして開催した FIN/SUM 2024 も、Japan Fintech Week 2024 との同時開催の効果もあって、過去最大規模の参加者数になった。国内外のフィンテック事業者や金融機関、投資家等のステークホルダーの連携強化の機会となったのではないかと思います。
- 各行には FIN/SUM 2024 をはじめとして、多くのイベントへの参加や支援をいただいたと伺っている。初開催にもかかわらず「Japan Fintech Week」を充実したものとすることができ、協力に感謝申し上げます。
- 2024 年も、3月3日～7日をコアウィークとして「Japan Fintech Week 2025」を、うち4日～7日に「FIN/SUM 2025」を開催予定。
- 皆様のビジネス機会の更なる拡大や課題解決に資するようなイベントに育てていければと思っており、今年以上に連携を強化させて頂ければ幸い。

2. マネロン等対策に係る態勢整備結果の報告について

- 「マネロンガイドラインに基づく態勢整備」について、3月末に対応期限を迎える中、各行におかれては、態勢整備状況の最終確認を行っていただいているものと承知している。
- 今般、各行の態勢整備結果を確認するため、財務局を通じ、4月末を期限とした「対応結果の報告」を求めたところ。
- 今回は、3年間にわたっての対応結果について、網羅的に報告を求めることとなる。経営トップのリーダーシップのもと、しっかりと自己点検を行っ

た上で、忠実かつ詳細に報告いただきたい。

- なお、これまでも申し上げてきたとおり、期限までに態勢整備を完了しなかった金融機関に対しては、必要に応じて個別に行政対応を検討していくことを改めて申し添える。

3. 複雑な金融商品への投資について

- 地域金融機関の中には、有価証券運用に際して、自行では直接取り組めないようなスキームでの運用を行うため、投資信託等を活用した複雑な金融商品に投資する動きもあると承知している。例えば、金融庁がモニタリングする中で、安定配当を受けられることや信用リスク・アセットを圧縮できることをメリットと捉え、トータル・リターン・スワップを組み込んだ単位型の私募投資信託へ投資する事例が見られた。

(参考) トータル・リターン・スワップとは様々な国の株や債券の先物といった原資産が生み出すリターンと、事前に取り決めた金利を交換する取引。

- このスキームでは、每期、一定の受取金を資金利益に計上するものとなっていたが、原資産の価値が上がっていなければ、元本が当該受取金の原資となり先々に損失が累積していくリスクが存在することに留意が必要である。
- こうした複雑な金融商品への投資を検討するにあたっては、目先の安定配当だけでなく、将来の収益への影響を含め、商品性や内包するリスクを正確に把握・検証の上でご判断いただくようお願いしたい。
- なお、金融庁は、2023 年 12 月、自己資本比率規制に関する告示の改正及び関連 Q&A を公表する中で、金融機関がトータル・リターン・スワップを通じて実質的に株式に係るリスクを負っているような場合には、その株式相当分に対する信用リスク・アセットの額を資本賦課する必要があることを明確化しており、この点にも留意頂きたい。

(参考) 「自己資本比率規制（第 1 の柱・第 3 の柱）に関する告示の一部改正」に係る「自己資本比率規制に関する Q&A」の一部改正 【第 6 章（標準的手法）－第 3 節（オフ・バランス取引）関係】

＜その他の信用供与に代替するオフ・バランス取引＞ 【関連条項】第 78 条第 1 項第 8 号

第 78 条-Q13 「前各号のいずれにも該当しない信用供与に代替するオフ・バランス取引」としては、具体的にどのようなものが該当するのでしょうか。
(令和 5 年 12 月 27 日追加)

- (A) 当該規定は、第 78 条第 1 項第 1 号から第 7 号に該当しない金融機関が実質的に信用リスクを負っているような取引について、その信用リスクを適切に資本賦課することを求める趣旨となります。

例えば、トータル・リターン・スワップを通じて、実質的に株式に係るリスクを負っているような場合には、「前各号のいずれにも該当しない信用供与に代替するオフ・バランス取引」として当該トータル・リターン・スワップの想定元本額×100%を与信相当額として株式に対する信用リスク・アセットの額を資本賦課する必要があります。

4. バーゼルⅢ最終化の実施について

- バーゼルⅢ最終化は、2017年に国際的に合意された自己資本比率規制の枠組みである。金融庁では、業界から様々な意見を頂きながら、告示の策定やリスクアセット計測に係る承認審査といった準備を進めてきた。
- 2024年3月期は、国際統一基準金融機関や内部モデルを利用する国内基準金融機関の適用期限であり、適切な自己資本比率の算出に向けて、引き続き準備を進めていただくよう、よろしくお願いしたい。
- また、その他の金融機関についても、適用期限である2025年3月期に向けて準備を進めていただくよう、よろしくお願いしたい。
(参考) 本邦では、バーゼルⅢ最終化は早期適用も可能な枠組みとなっており、2023年3月期より20グループ39先が適用している。

5. 『FSA Analytical Notes -金融庁データ分析事例集- (2024.3)』の公表について

- 3月8日に、『FSA Analytical Notes -金融庁データ分析事例集- (2024.3)』を公表した。本レポートは、金融庁におけるデータ活用の高度化に係る取組の一環として、当庁が実施したデータ分析事例を取りまとめたものである。
(参考) <https://www.fsa.go.jp/common/about/kaikaku/fsaanalyticalnotes/index.html>
- 今回のレポートでは、金融機関等から収集した高粒度データを用いて行った「新型コロナ拡大下における信用保証制度を用いた借入企業に関する分析」及び「金融機関による経営相談・支援機能の発揮状況に係る分析」の2つの分析を紹介している^{※1, 2}。分析の実施においては、データ提供を始め、信用リスク部会で意見交換をさせて頂くなど多大なる御協力を頂き、感謝。
※1 前者の分析は、新型コロナ拡大下に信用保証借入を行った企業の業種・規模等の属性、借入時期の傾向、売上高の推移等を明らかにするとともに、債務者区分の推移について信用保証借入を行わなかった企業との比較を行ったもの。
※2 後者の分析は、金融機関による経営相談や支援機能の発揮状況については、これまでナラティブベースの取組事例の蓄積が中心であったところ、計量経済学的手法を用いて定量的な効果検証を試みたもの。

- 引き続き、様々な分野において、高粒度データを用いて多面的な実態把握に取り組んでいきたいと考えているところであり、また折に触れて意見交換をさせて頂けると幸い。

6. 「再生支援の総合的対策」の公表について

- 3月8日、経済産業省・財務省と連名で、「再生支援の総合的対策」を策定・公表するとともに、『「再生支援の総合的対策」を踏まえた事業者支援の徹底等について』要請文を発出した。
- 本対策では、
 - ・ コロナセーフティネット保証4号やコロナ借換保証、日本政策金融公庫等のコロナ資本金劣後ローンを2024年6月末まで延長し、積極的な活用を促進すること
 - ・ 2024年4月から適用予定の改正監督指針の趣旨を踏まえ、事業者の現状のみならず状況の変化の兆候を把握し、一歩先を見据えた対応を行うこと
 - ・ 事業者の経営改善・事業再生を先送りしないため、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」等の策定を促進することなどを盛り込んでいる。
- 各行においては、事業者支援態勢の整備に加え、本対策の趣旨・内容について営業現場の第一線まで周知徹底し、経営改善・再生支援により一層強力に取り組んでいただくようお願いする。

7. 地域金融機関による人材マッチングについて

- 兼業・副業人材活用の推進を目的としたセミナーについて、多くの地域金融機関に参加いただき、大阪開催・東京開催ともに大盛況となった。各行にとって、兼業・副業人材を活用した人材マッチングの取組みを開始・拡大する良い契機となれば幸い。
- レビキャリの足元の実績について申し上げますと、大企業人材の登録者数が累計2,747人、求人情数は累計1,837件、マッチング件数については、2月は新たに6件成約し、累計65件となっている。
- 3月中旬～下旬には、レビキャリを含む人材マッチング関連施策の最近の変更・改善点について説明する説明会を、各業界団体向けに実施予定^(※)。

各金融機関の人材事業担当者におかれてはぜひ積極的にご参加いただきたい。

(※) 当日の説明内容（予定）

- ・金融庁・REVIC 地域企業経営人材マッチング事業に関する制度改正、レビキャリの機能改善等
- ・内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 令和5年度先導的人材マッチング事業の制度等

8. 金融庁業務支援統合システムの更改について

- 金融庁業務支援統合システムについては、現在、後継となる金融モニタリングシステムである「FIMOS」(Financial Monitoring System)の開発を進めており、2024年5月7日からの稼働を予定している。

9. ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止について

- 全銀協 TIBOR 運営機関（JBATA）は、3月6日にユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止の実施可否等に関する市中協議の結果を公表し、JBATA が算出・公表する金利指標のうち、ユーロ円 TIBOR の全テナー（1週間物、1か月物、3か月物、6か月物、12か月物）を令和6年12月末で恒久的に公表停止することを決定した。
- 金融庁としては、これまで、ユーロ円 TIBOR 参照契約へのフォールバック条項の導入に向けた取組みが進められることを期待する旨のアナウンスや、遅くとも令和6年6月末までにユーロ円 TIBOR を参照する商品の新規取引を停止することを推奨する旨のアナウンスを行ってきた。
- また、今般の JBATA の決定を受けて、金融庁においても、ユーロ円 TIBOR の秩序ある公表停止に向けて市場参加者による適切な移行対応が進められることを期待する旨のアナウンスを行ったところ。
- ユーロ円 TIBOR 参照契約を有する金融機関においては、これまでの金融庁のアナウンス内容も踏まえながら、時間軸を意識した移行対応をしっかりと進めていただきたい。

10. 令和6年能登半島地震に伴う在留期間の延長について

- 令和6年能登半島地震を踏まえた特例措置として、出入国在留管理庁において、今回の地震に際し災害救助法が適用された災害発生市町村の区域に住居地がある者等の在留期間の満了日を2024年6月30日まで一律に延長する

措置が講じられている。

- 本件に関しては、各金融機関が管理している在留カードに記載された「在留期間の満了の日」が当該延長前の日付となっていることから、外国人顧客が保有する金融機関の口座が閉鎖される事例が発生している。
- 各金融機関においては、このような事例が発生しないよう、本延長措置の内容を営業店に周知・徹底いただき、在留期間の取扱いにあたって、本延長措置を踏まえた適切な対応を行うとともに、「外国人顧客対応にかかる留意事項」や「取組事例」も活用しながら、外国人顧客の利便性に配慮した対応をお願いしたい。

11. FATF 勧告 16（クロスボーダー送金）改訂案市中協議の開始について

- 金融活動作業部会（FATF）では、2月末にクロスボーダー送金の透明性に関して、勧告 16 改訂案の市中協議を開始した（5月初め期限）。
- これは、送金のコスト減、スピード向上、透明性向上、金融包摂の実現の観点からクロスボーダー送金を改善するための、G20・FSB を中心とする取組の一環として、主に送金の透明性向上の観点から、必要なマネロン対策等の確保を狙ったもの。
- 改訂の内容は、決済におけるビジネスモデルの変化等を踏まえ、①送付人・受取人情報に関する通知情報の内容及び質の改善、②主に資金移動業者やカード会社を念頭にした、same business, same risk, same rule の原則の徹底による AML/CFT 対応の確保、といったものになっている。
- 金融庁としては、クロスボーダー送金の改善について、国際的に目標とされている、送金のコスト削減、スピード向上、金融包摂の実現という、それぞれの政策目的と並んで、マネロン対策等による透明性の向上も重要なものと考えている。今回の改訂案は技術的かつ複雑な論点が多く、また影響を受ける利害関係者も多岐にわたることが予想されるため、市中協議の期間が通常よりも長く設けられている。各金融機関の意見もよく伺いつつ、最終化に向けた議論に参画して参りたい。

12. 金融経済教育推進機構について

- 2024 年 4 月の設立及び 8 月の本格稼働を予定している金融経済教育推進機構について、発起人から認可申請が行われたため、2月 29 日、機構の設立を認可し、同日、理事長となるべき者として安藤聡氏を、及び監事となるべき者として武内清信氏を指名した。

- 金融経済教育推進機構の設立については、政治や国民の関心が高まっている。従来の金融経済教育のノウハウ等を活用しつつも、新たな機構が設立された趣旨をしっかりと踏まえて、普及・教育活動を抜本的に質・量ともに拡充していくことが求められている。この中には、教育活動に関する地域間格差の是正等の点も含まれる。今後、８月に本格稼働を開始するためには、理事長の下、ガバナンスの整備や各種業務推進の方針の決定を集中的に行う必要がある。機構全体が一体となって、国民のリテラシーの向上の観点から効果的な業務が展開できるよう、協会においても、引き続き連携・協力をお願いしたい。

(以 上)